

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年2月1日

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 山本 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿地方整備局が管理する国道において、道路調査車（電磁地中レーダ方式により交通に支障とならない走行速度でかつ非破壊で空洞調査を実施する車両をいう。）等を用いて路面下に発生した空洞を早期に発見することにより陥没・損傷を防止し安全で円滑な道路交通の確保を図るものであり、道路調査車による空洞調査より路面下異常箇所の診断が出来る高度な専門的技術と近畿地方整備局が管理する道路の空洞発生状況や陥没原因に関する豊富な知識と経験を有していることから（財）道路保全技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、特定公益法人等以外の者で、「4. 応募要件」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、「4. 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、「4. 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- | | | | |
|----------|-------------------------|--|--------|
| (1) 業務名 | 平成19年度路面陥没リスク回避のための診断業務 | | |
| (2) 業務内容 | 道路空洞調査計画の検討 | | 1式 |
| | 通常調査による診断業務 | | 250 km |
| | 緊急調査による診断業務 | | 50 km |
| (3) 履行期限 | 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | | |

3. 業務目的

本業務は、近畿地方整備局が管理する国道において、道路調査車等を用いて路面下の異常箇所診断により空洞を早期に発見することで陥没・損傷を防止し、安全で円滑な道路交通の確保を図るものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

道路調査車による空洞異常箇所診断が出来る高度な専門的技術を有することとして下記の要件の実績があること。

平成13年度以降に業務が完了し引き渡しが進んでいる業務で「単年度で、1契約または複数契約の業務」において、「200km以上の道路調査車による調査を行い、かつ、50以上の空洞箇所を検出し、その診断率が90%以上」であること。

なお、診断率は下記によるものとする。

診断率(%) = (「空洞箇所数」 ÷ 「道路調査車による路面下異常箇所数」) × 100

空洞箇所数は、道路調査車による路面下異常箇所をボーリング調査等により空洞(隙間を含む)と確認された個数である。

道路調査車による路面下異常個数には、空洞の有無が未確認の箇所は含まない。

近畿地方整備局が管理する道路の空洞発生状況や陥没原因に関する豊富な知識と経験を有するとともに、調査・診断の実績が検証されていること。

(3) 業務執行体制に関する要件

道路調査車により、調査速度40km/h以上で路面下1.5mまでの異常箇所の診断が出来る専門技術者を有していること。

(4) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し引き渡しが進んでいる業務(平成19年3月31日までに完了引き渡しを予定している業務を含む)で、国、地方公共団体、高速道路株式会社(東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡)の発注による、下記に示される同種業務の実績を1件以上有していること。

同種業務：道路調査車により、調査速度40km/h以上で路面下1.5mまでの空洞調査診断業務

(5) 緊急時に関する要件

災害時などの緊急時に出勤指示後、6時間以内に2箇所以上を同時に調査・診断できる体制がとれること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1

近畿地方整備局 近畿技術事務所 経理課

TEL: 072-856-1941 FAX: 072-868-5604

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月1日から平成19年2月20日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年2月21日16時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：平成19年3月8日16：00
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コ
ンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合
も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提
出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書
の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木
関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行って
いなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。